

## 相模原市立由野台中学校 いじめ防止基本方針

### 【 目指す生徒像 】

- いじめが人権をそこなう、許されない行為であることを理解し、絶対にいじめをしない。
- いじめを見すごさず、友達や信頼できる人と力を合わせて、いじめがなくなるように行動する。
- 思いやりの心を大切にし、友達の喜びや心の痛みを、その人の気持ちになって感じたり考えたりできる。
- 一人一人のよいところをたくさん見つけ、自分も相手もかけがえのない存在として大切にする。
- 生活の仕方や文化、ものの考え方などにちがいがある人々とも進んで交流する。

### 【 家庭・地域との連携 】

学校の実態を公開するとともに生徒を幾重にも支える体制を築くことを趣旨とする。

- 開かれた学校づくり  
授業参観・保護者会・学校へ行く週間・各行事の公開
- P T A 組織との連携
- 地域行事への教職員と生徒の参加
- 学校関係者評価の実施

### 【 校内組織 】

#### いじめ防止対策委員会

構成員：校長、副校長、教務主任、生徒指導主任、学年主任、支援教育コーディネーター、養護教諭  
(※青少年教育カウンセラー、SSW)  
※適宜事案に応じて出席

#### いじめ防止推進委員(生徒指導係会)週1回

生徒指導主任、学年生徒指導担当、教育相談係、支援教育コーディネーター、養護教諭、青少年教育カウンセラー

### 【 関係機関との連携 】

迅速で効果的な「いじめ対策」を行うために次の機関との連携を強化する。

- 教育委員会各課
- 首長部局各課
- 民生・児童委員
- 小学校
- スクールサポーター
- 県警少年保護・相談センター
- その他関係機関との連携

### 【 いじめの未然防止】

- (1) 生徒が主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。
- (2) 学校の教育活動全体を通じ、生徒の自己有用感を高められる機会を充実させる。
- (3) 学校の教育活動全体を通じて、人権教育、道徳教育の充実や体験活動などを推進する。
- (4) いじめ(インターネット等によるいじめを含む)について、校内研修や職員会議で積極的に取り上げ平素からの共通理解を図るとともに、生徒、保護者に対しても周知徹底を図る。
- (5) 学校、P T A、地域の関係団体等と活動を共にする場やいじめの問題について協議する機会を設けるなど、家庭、地域と連携した取り組みを推進する。

### 【 いじめの早期発見】

- (1) 日常的な観察を充実させ、生徒の様子に目を配る。
- (2) 定期的なアンケート調査(学期に1回)や教育相談の実施等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。 ※ 教育相談月間(5月、10月、1月)
- (3) 在籍する生徒及びその保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する。

### 【 いじめへの対処】

- (1) 当事者双方や周りの子どもからの聞き取り等を行い、情報収集と記録、いじめの事実関係の把握などに努める。いじめであるか否かの判断は組織的に行う。
- (2) 教職員全体で共通理解を測り、指導のねらいを明確にする。問題に対して、一人で抱えるのではなく、校長を中心に指導体制を整える。教育委員会、関係諸機関と連絡調整・連携を密に行う。
- (3) いじめられた子どもの保護に努め、心配事や不安を取り除く。教育的配慮を十分行い、毅然とした態度で加害者児童等に指導を行う。加害児童の保護者についても、報告し協力を求めていく。

### 【 重大事態への対処】

重大事態が発生した場合は教育委員会と連携し調査を行う。  
調査は重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。

## ※ いじめの定義（いじめ防止対策推進法）

第2条 この法律において「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人間関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- ① 行為をした者（A）も行為の対象となった者（B）も児童生徒であること
- ② AとBの間に一定の人間関係が存在すること
- ③ AがBに対して心理的又は物理的な影響を与える行為をしたこと
- ④ 当該行為の対象となったBが心身の苦痛を感じていること

### 1. いじめの防止等の取り組みを推進していく基本的な考え方

いじめは、人として決して許されない行為である。しかしながら、いじめは、どの学級でも、どの生徒にも起こり得ることから、誰もが安心して学校生活を送れるように、全教職員が共通理解を図り、同一歩調の下、いじめのない学校づくりに取り組む。

また、学校と地域、家庭、その他の関係機関との連携も積極的に行っていくことも重要な課題である。いじめ防止の取り組みは、一過性ではなく、継続して、未然防止、早期発見、早期対応に取り組むことが重要である。

### 2. いじめの防止等の対策のための組織

学校内において、以下の構成員により、いじめ防止等の組織的な取り組みを推進するための組織を置く。この組織を中心として、全教職員で共通理解を図り、学校全体でいじめ対策を行う。

- 組織名称：いじめ防止対策委員会（月1回開催～※適宜企画会議含む）
- 構成員：校長、副校長、教務主任、生徒指導主任、学年主任、支援教育コーディネーター、養護教諭、（必要に応じて青少年教育カウンセラー、SSW）
- 組織名称：いじめ防止推進委員会（適宜開催）
- 構成委員：生徒指導主任、各学年生徒指導、支援教育コーディネーター、養護教諭、青少年教育カウンセラー
- 委員会の取り組み内容
  - ① いじめの防止等に関わる取り組み方針や具体的な対応について、企画・立案する。
  - ② いじめの未然防止、早期発見、早期対応の具体的な方策など、いじめ対策を推進する。
  - ③ いじめ重篤事案発生時はその対応を協議する。
- 開催：定期的な開催（生徒指導支援部会に合わせて）

### 3. いじめの未然防止の取り組み

- (1) 生徒が主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。
  - ① 望ましい人間関係や互いのよさを認め合う環境・居場所をつくる。
  - ② 子どもがいじめ問題を自分のこととして考え、自ら行動できる集団をつくる。
  - ③ 一人一人を大切にしたりわかりやすい授業づくりに努める。
- (2) 学校の教育活動全体を通じ、生徒の自己有用感を高められる機会を充実させる。
  - ① 生徒会でいじめ防止キャンペーン（あいさつ運動など）を行うなど、生徒の主体的ないじめ防止活動を推進する。
  - ② ピアサポート活動や異学年交流を通して、生徒が互いに認め合い、信頼し合う人間関係づくりを目指す。
  - ③ 活動の中に自己の役割を見いだすことにより、前向きな意欲を持たせる。
- (3) 学校の教育活動全体を通じて、人権教育、道徳教育の充実や体験活動などを推進する。
  - ① いじめは、「相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」ことを生徒に理解させる。
  - ② 人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る。
  - ③ 道徳・特別活動を通して規範意識や集団の在り方等についての学習を深める。

- (4) いじめ（インターネット等によるいじめを含む）について、校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、平素からの共通理解を図るとともに、生徒、保護者に対しても周知徹底を図る。
- ① 教職員の言動でいじめを誘発・助長・黙認することがないように細心の注意を払う。
  - ② 常に危機感をもち、いじめ問題への取り組みを定期的に点検して、改善充実を図る。
  - ③ 教職員研修の充実、いじめ相談体制の整備、相談窓口の周知徹底を行う。
- (5) 学校、PTA、地域の関係団体等と活動を共にする場やいじめの問題について協議する機会を設けるなど、家庭、地域と連携した取り組みを推進する。
- ① 地域や関係機関と定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深める。
  - ② PTAの各種会議や保護者会等において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換する場を設ける。
  - ③ いじめの持つ問題性や家庭教育の大切さなどを具体的に理解してもらうために、学校HPや学校・学年だよりなどによる広報活動を積極的に行う。

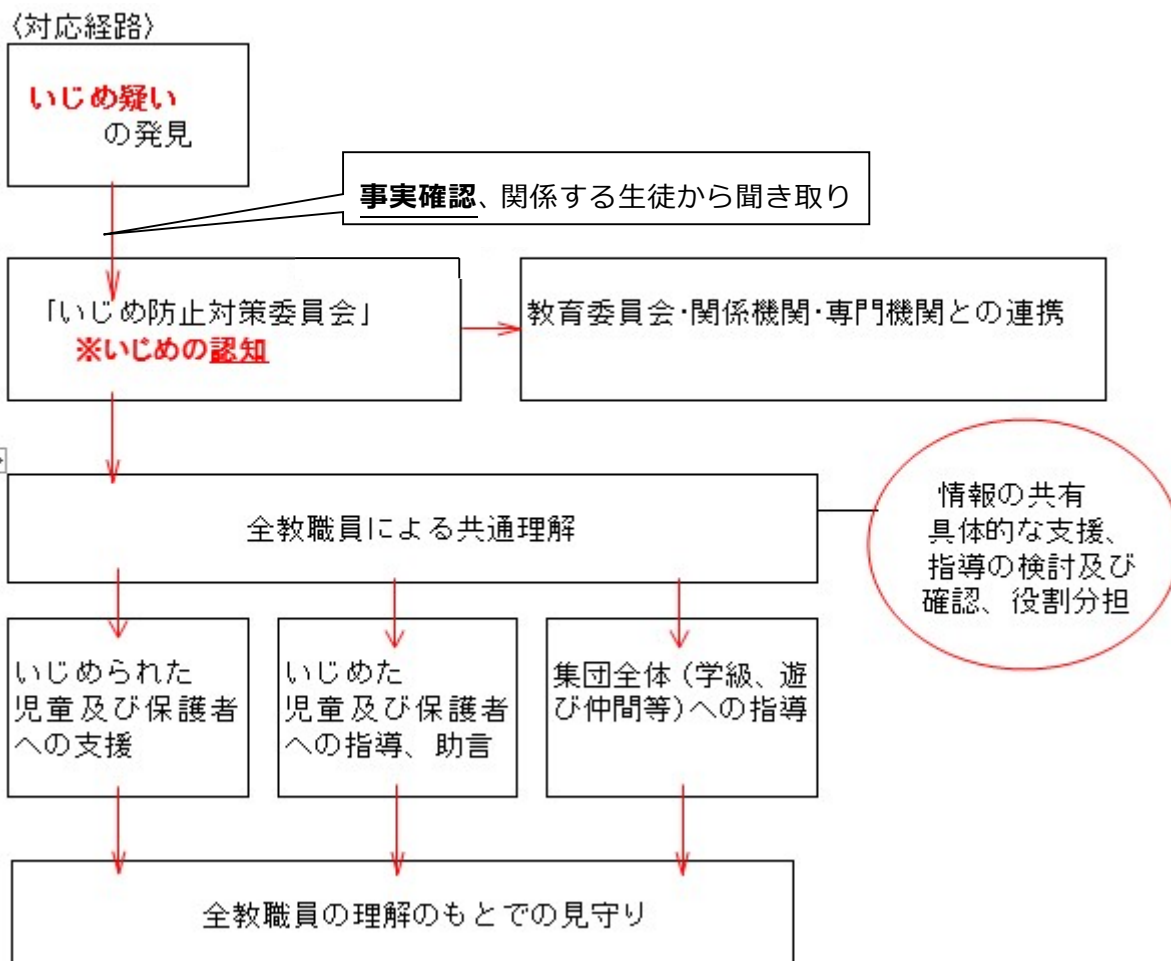
#### 4. いじめへの早期発見の取り組み

- (1) 日常的な観察を充実させ、生徒の様子に目を配る。
- ① 子どもの声に耳を傾ける。（いじめ調査、教育相談、日記、個別面談等）
  - ② 子どもの行動を注視する。（チェックリスト、ネットパトロール等）
  - ③ 普段から生徒とともに過ごす機会を積極的に設ける。
- (2) 定期的な調査活動を通し（学期に1回）や教育相談の実施等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。
- ① 学期ごとに教育相談月間（5・11・2月）を設け、アンケート調査からの教育相談を実施する。
  - ② 生徒の気持ちを受け入れ、共感的に生徒の気持ちや行動・価値観を理解しようとするカウンセリング・マインドを高めて指導・支援にあたる。
  - ③ 学校生活での悩みの解消を図るために、青少年教育カウンセラー等を活用する。
  - ④ 学年会、職員打ち合わせ毎に情報交換を行い、情報を共有し、対応を充実させていく。
- (3) 生徒およびその保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する。
- ① 保護者がいじめに気づいたときに、即座に学校へ連絡・相談できるよう、日頃から保護者との信頼関係を築くように心がける。
  - ② 問題が起こったときだけの連絡や家庭訪問では信頼関係は築けない。日頃から、生徒のよいところや気になるところなど、学校の様子について情報を共有する。
  - ③ 地域行事への参加、関係機関との情報共有など、日常的な連携を心がける。

#### 5. いじめへの対応

- (1) 被害生徒を守り通すとともに、いじめをやめさせ、その再発防止のために、教育的配慮のもと毅然とした態度で加害生徒等の指導にあたる。
- ① いじめられている子どもや保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行う。
  - ② いじめる子どもには、行為の善悪を理解させる指導を積極的に行う。
  - ③ いじめが解消した後も、継続的・組織的に対応する。
- ※ 生徒の個人情報は、その取扱いに十分配慮する
- (2) 事実確認を迅速に行うとともに、教職員全員の共通理解を図る。
- ① いじめの事実確認においては、いじめの行為を行うに至った経過や心情などをいじめている生徒から聞き取るとともに、周囲の生徒や保護者など、第三者からも詳しく情報を得て、正確に把握する。
  - ② 短時間で正確な事実関係を把握するため、複数の教職員で対応することを原則とし、管理職の指示のもと教職員間の連携と情報共有を随時行う。
- (3) 保護者の協力、教育委員会への報告、関係機関・専門機関との連携のもとで対応する。
- ① 校長は事実に基づき、子どもや保護者に説明責任を果たす。
  - ② 必要に応じて、教育委員会・学校教育課の人権生徒指導班、警察等の関係諸機関との連携を図る。

- ・青少年教育カウンセラーによる相談、校内巡回（毎週金曜日）
- ・さがみはら子ども SOS ダイアル（042-707-7053）  
ヤングテレホン（042-755-2552）
- ・健室だより、相談室だよりの発行
- ・青少年教育カウンセラー・スクールソーシャルワーカーによる校内巡視
- ・個人面談（年2回）、希望者との個人面談（随時）、教育相談（随時）など



## 6. 重大事態への対応

重大事態が発生した場合は教育委員会と連携して対応する。

調査は重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生防止に資するために行うものである。

- (1) 重大事態が発生した場合は、その事態に対処するとともに、速やかに組織を設け、事実関係を明確にするため、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査等を実施する。
- (2) 当該生徒およびその保護者に対し適時、適切な方法で調査結果を提供する。
- (3) 教育委員会や他関係機関と連携し、再発防止に取り組む。

重大事態とは

- ◎ いじめにより生徒の心身に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ◎ いじめにより生徒が一定の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき